



神奈川県病院協会様 生命保険信託の活用

- ・ブルデンシャル信託株式会社 信託契約代理店 ブルデンシャル生命保険株式会社(信託契約代理業務の種類：媒介)
- ・記載の取扱は登録日現在における取扱によるもので、将来変更となることがあります。
- ・当社がご提案する保険は、すべて無配当保険です。
- ・保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。
- ・ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・お客様の年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。
- ・生命保険信託の契約締結は、信託会社が判断するものであるため、当社の生命保険をご契約いただいても、生命保険信託の契約締結をお約束するものではありません。
また信託引き受け基準を満たしていたとしても、信託契約をお引き受けできない場合もあります。
詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。





～実際に起こった事件～

<赤ちゃんポストに男児預け数千万円横領か>

未成年後見人になった男児の口座から約 6 千万円を着服したとして、埼玉県警が業務上横領の疑いで同県熊谷市在住の伯父（49）を書類送検していたことが 9 日、県警への取材で分かった。

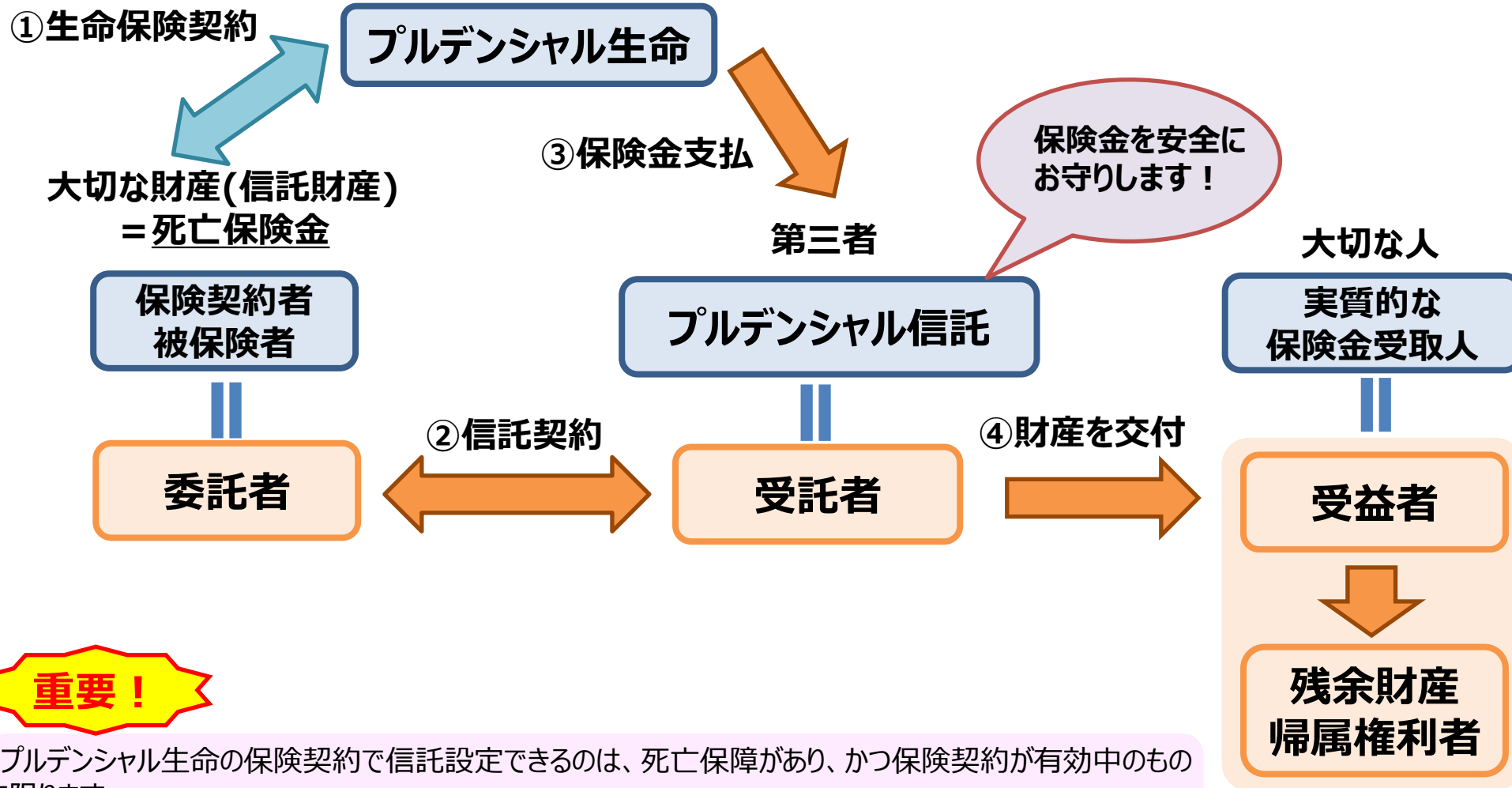
伯父は着服後、男児を熊本市の慈恵病院「こうのとりのゆりかご」（赤ちゃんポスト）に預けたまま失跡。金はギャンブルなどに使ったという。送検は 5 日付。

県警によると、2004 年 4 月、男児の 30 代の母親が交通事故で亡くなり、母親の実の兄である伯父が後見人に選任された。男児の口座には、母親の生命保険金や自動車保険金などが入金されていた。伯父は 06 年夏、複数の口座から 1 日で計約 6 千万円を引き出し着服。全国を転々としながらボートレース（競艇）などのギャンブルや生活費に使ったという。伯父は当初、男児の面倒をみていたが、ゆりかごの存在を知って 07 年に男児を預けた後、行方不明となっていた。裁判所は伯父と連絡が取れず、男児の口座から金が引き出されていたことから、伯父を後見人から解任。新たに後見人に選任された弁護士は、男児がゆりかごに預けられていたことを知らず、県警に相談した。

今年 5 月、伯父は愛知県内の警察署に出頭した。

（出典：2011.8.9 付 日本経済新聞）

Ⅱ. 生命保険信託の仕組み

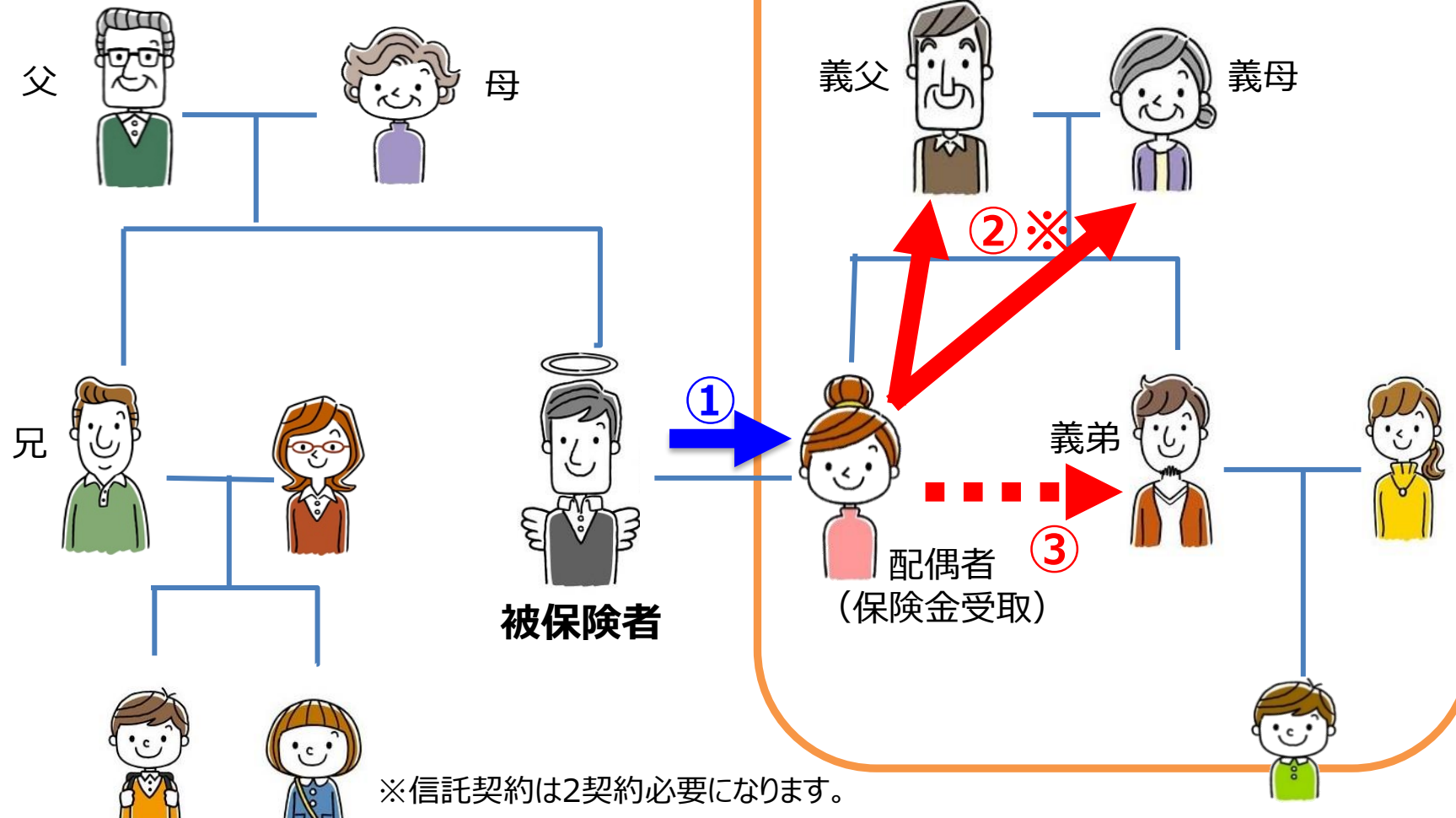


重要!

・プルデンシャル生命の保険契約で信託設定できるのは、死亡保障があり、かつ保険契約が有効中のものに限りです。

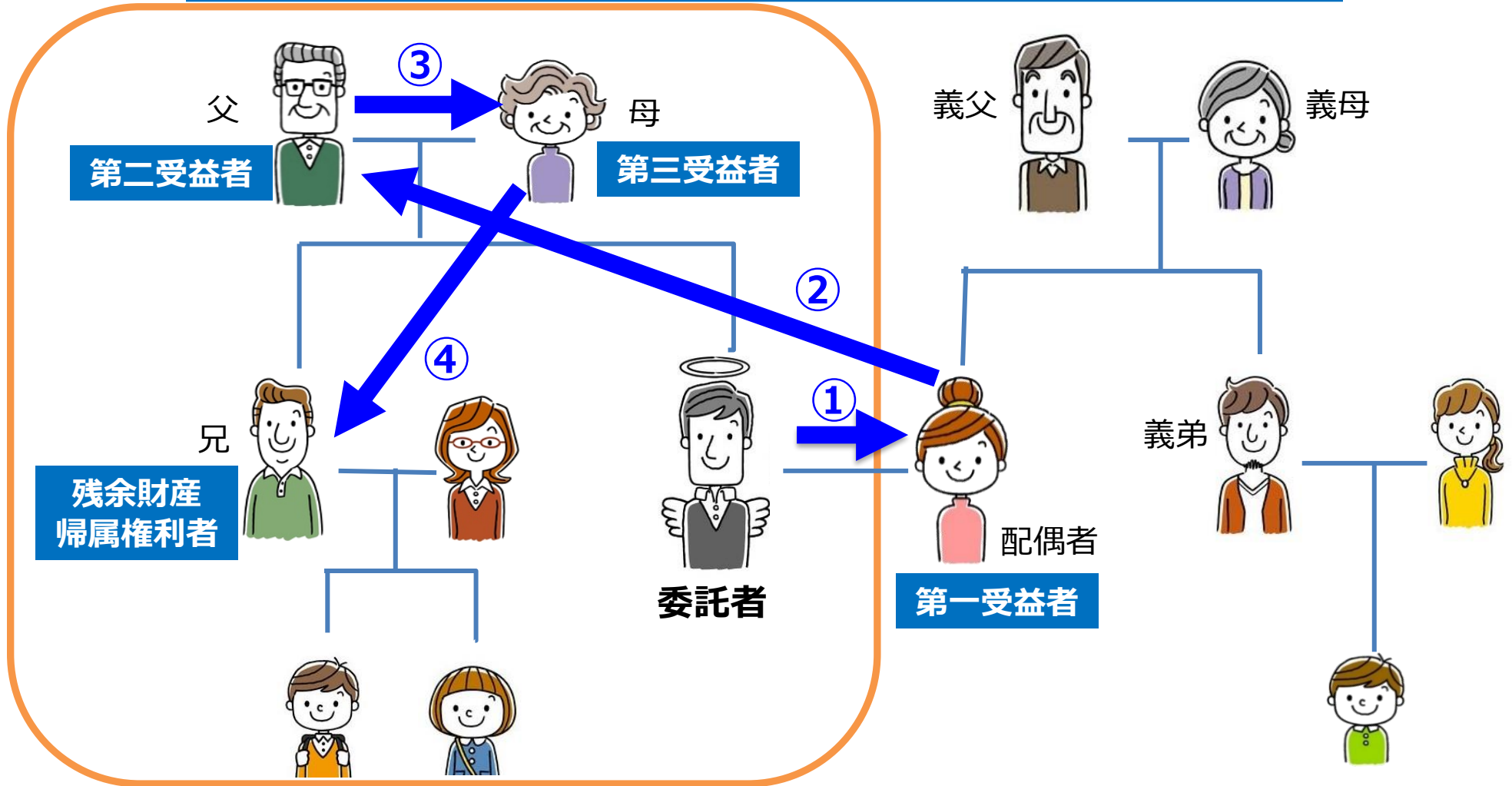
・プルデンシャル信託は管理型信託会社のため、受託した死亡保険金・死亡給付金の運用はできません。

Ⅱ. 生命保険信託の仕組み「生命保険の場合」

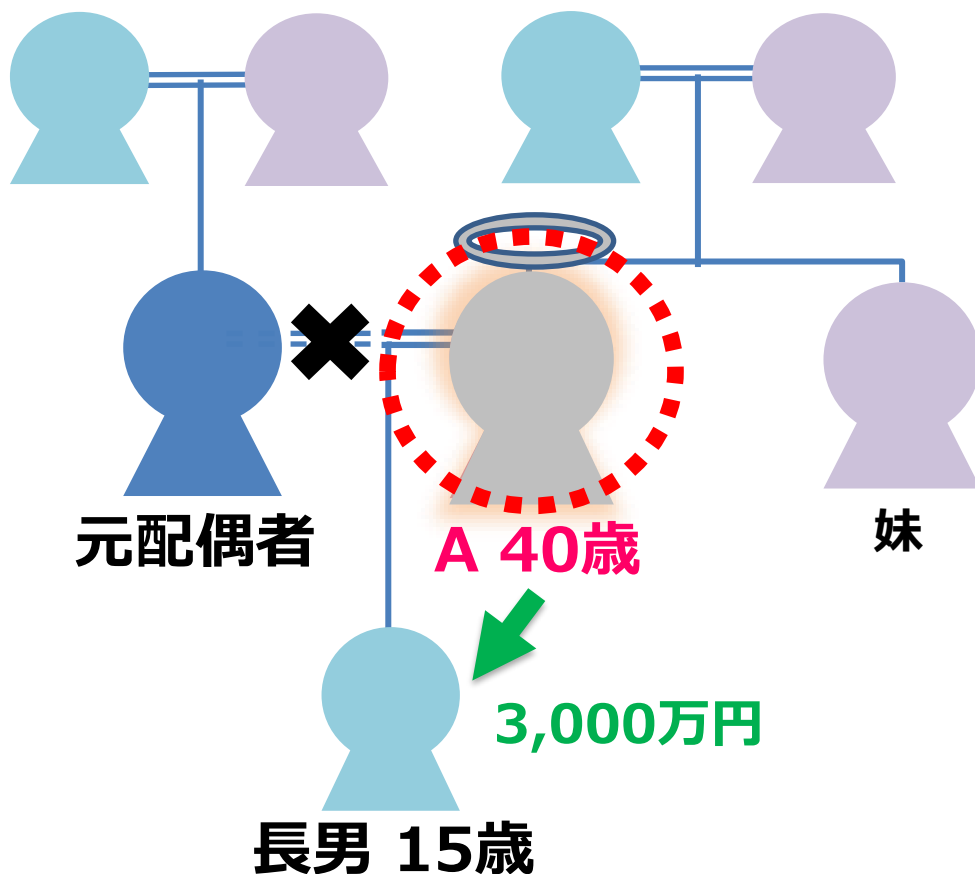




保険金を渡す人・渡す順番を決めることができます



Ⅲ. 活用事例① シングルマザー・ファザー



不安

- ・長男を受取人にしたいが、未成年なので心配。
長男に早く確実に保険金を渡すにはどうしたらいいのか・・・。
- ・一度に大きなお金を渡すと管理が心配。
- ・元配偶者はお金に対しルーズなので任せたくない。

＜お客様の想い＞

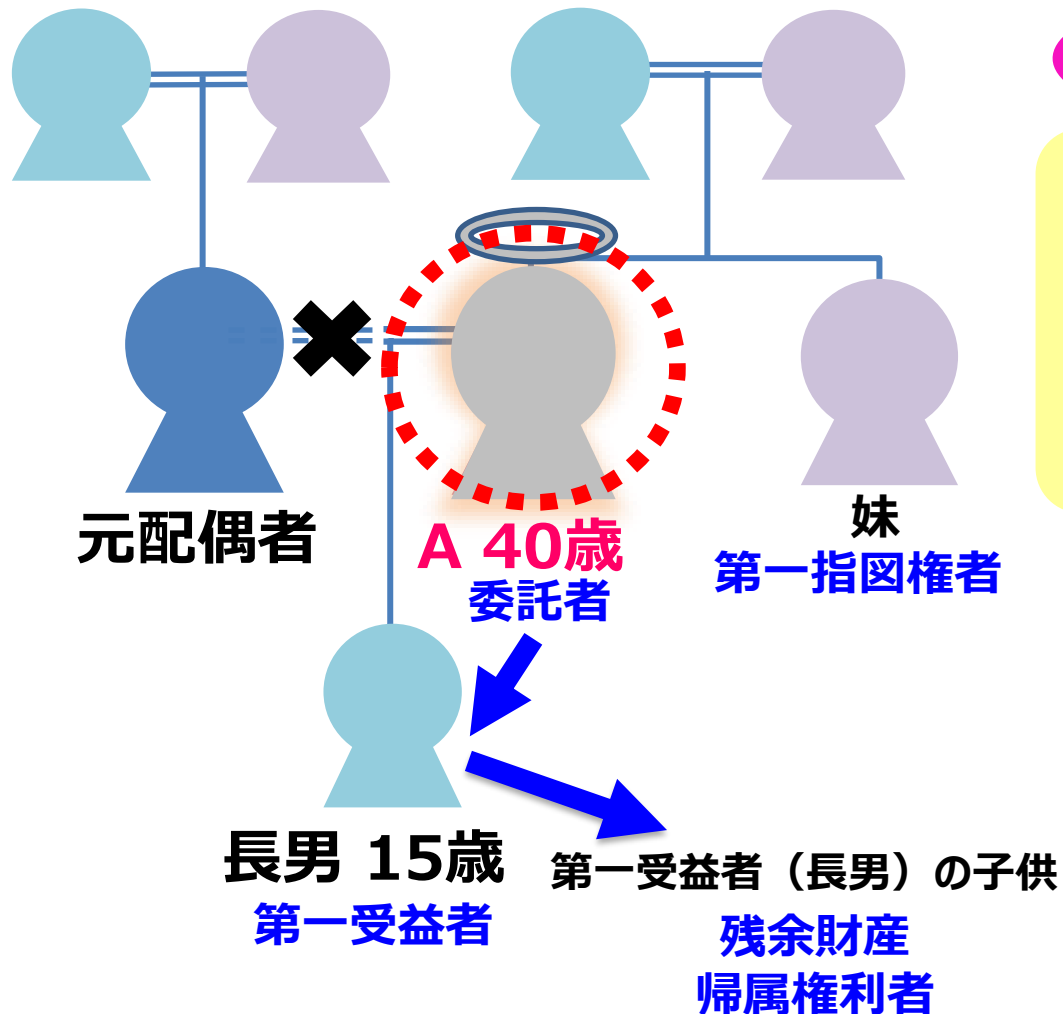
- 自分に万一の場合、両親や妹に子供の面倒をみてもらうことになるが、金銭管理の負担をかけさせたくない。
- まずは、長男に確実に渡せるようにし、長男が将来結婚し、子供ができていたら、長男に万一の場合は長男の子（孫）に渡していきたい。

【生命保険加入例】

契約者・被保険者	A
死亡保険金受取人	長男
死亡保険金	3,000万円



Ⅲ. 活用事例① シングルマザー・ファザー 生命保険信託を設定した場合

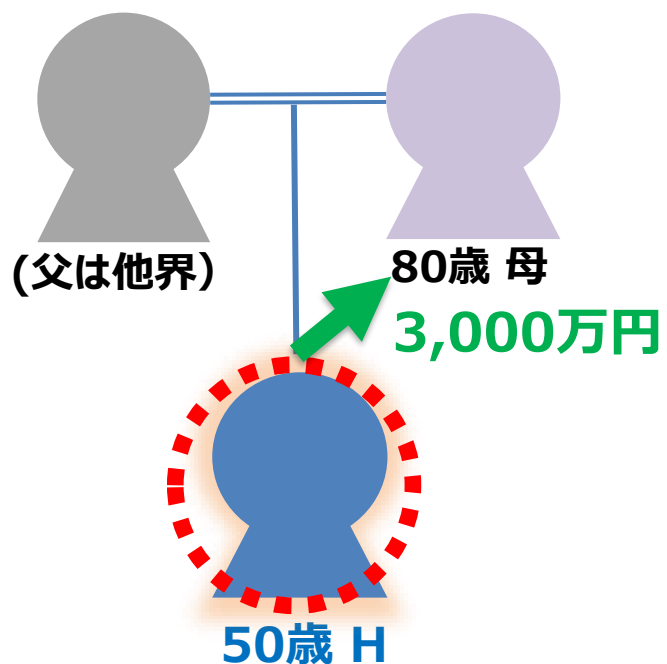


安心

- 信託会社に死亡保険金の管理を託し、期間・金額を決めて渡すことができる。
- 指図権者（妹）が請求手続きをサポートしてくれる。
（未成年者は保険金請求手続きをすることができず、未成年後見人が裁判所に選任され手続きすることになるが、時間がかかる）
- 入学金等定例交付金額では足りない場合は、随時交付請求できる。

【生命保険信託設定例】

設定信託財産 (死亡保険金)	3,000万円
委託者	A
第一受益者	長男 【定例交付内容】 ①18歳まで毎月10万円 ②22歳まで毎月15万円 ③22歳以降毎年誕生日に30万円
残余財産帰属権利者	第一受益者の子供
第一指図権者	妹



不安

- ・大きなお金を一度に残すと詐欺被害に遭うかもしれない・・・。
- ・母親が将来認知症になって、お金の管理ができなくなるかも・・・。

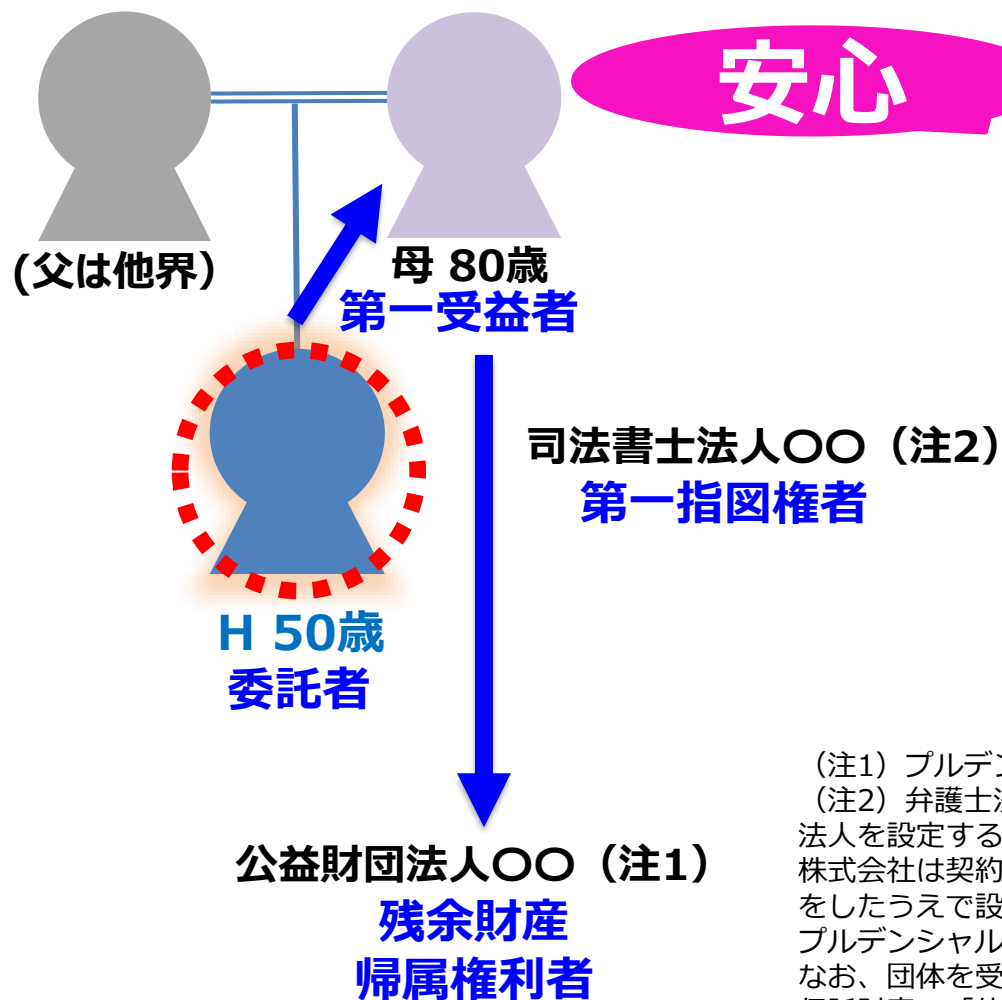
<お客様の想い>

- 自分に万一のことがあっても、お金で母親が困らないように、生活費を確実に渡したい
- 母に万一の場合は活動理念に賛同している公益財団法人に寄付したい

【生命保険加入例】

契約者・被保険者	H
死亡保険金受取人	母
死亡保険金	3,000万円

Ⅲ. 活用事例② 独身 生命保険信託を設定した場合



- 信託会社に死亡保険金の管理を託し、毎月定例でお金を渡すことができる。
- 介護費用等は随時交付請求できる。
- 母親が使い切れなかった信託財産を公益財団法人に渡すことも決めておけた。

【生命保険信託設定例】

設定信託財産 (死亡保険金)	3,000万円
委託者	H
第一受益者	母 毎月15万円
残余財産帰属権利者	公益財団法人〇〇
第一指図権者	司法書士法人〇〇

(注1) プルデンシャル信託株式会社が認める団体に限ります。

(注2) 弁護士法人などの法人格がない団体の場合は設定できません。また指図権者に法人を設定する場合、別途契約が必要になる可能性があります。プルデンシャル信託株式会社は契約の仲介は行わないため、必ず受益者を含めた当事者間で事前に話し合いをしたうえで設定するようにしてください。指図権者に対する報酬が発生する場合、プルデンシャル信託株式会社が信託財産からその報酬を支払うことはできません。なお、団体を受受益者・残余財産帰属権利者等に設定する目的は「寄付」であり、信託財産の「使用用途」は指定できません。プルデンシャル信託株式会社は、団体へ信託財産を交付した後の使用用途の管理を行うものではありません。



信託設定することでの安心感

- 一括で保険金が渡らない
- 届けたい人に届けたい順番で届けられる
- 突発的な支出にも対応できる柔軟性がある
- 個人ではなく信託会社が財産を管理する

ライフプランナーがサポートすることでお客様の想いを形にし、
「大切な方を想う気持ち」を、お客さまの一生涯のその先へお届けしてまいります。